



爽やかな陽光がふりそそぐ今日この頃いかがお 過ごしでしょうか。

さて、過ごしやすい季節となりましたが、トランプ大統領のおかげで未だ先行きが混沌とし、モヤモヤとした日々が続いています。なぜそう感じるかを考えてみました。彼の主張によれば、第2次大戦後のアメリカは、他国を圧倒するダントツの経済大国であり工業国でした。例えば自動車産業の世界のトップ3はGM、フォード、クライスラーでしたが、今やGMが5位、フォードの順位は分かりませんし、クライスラーは存在しません。鉄鋼業はUSスチールが世界の頂点でしたが、今や日本製鉄の買収対象にされています。電器産業、

造船業も過去の面影はありません。2021年のアメリカの貿易収支は200兆円の赤字に陥っています。アメリカの製造業を復活させ工場を国内に作らせようとするトランプの政策を一方的に批判できないと思います。長年築いてきた自由貿易や国際協定のルールを根底から変えようとする武器として関税を使うということなのでしょう。

だとしたら日本はどう対応するのか。いままでもプラザ合意後の劇的円高誘導による苦境、バブル崩壊後の長期に渡るデフレの苦境もしのいできた日本企業の英知としたたかさを信じるしかありません。

ガンバレ日本!!

知っておきたい税知識 テーマ テーマ 新得税の基礎控除等の 見直しについて」

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、「特定親族特別控除」が創設されました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税に適用されます。

令和7年度

基礎控除が一律で10万円引き上げられ、給与収入のみの場合、200万3,999円以下は恒久的な上乗せですが、上記の収入を超えた場合は2年間

限定の上乗せになるよ!!



基礎控除の見直し

【基礎控除額(改正された範囲)】

本版]主が説(以上とすりと報題)					
合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))		基礎控除額			
		改正後 ^(注1)		⊐h.T. ≥÷	
		令和7・8年分	令和9年分以後	改正前	
	132 万円以下 (200万3,999円以下)	95	万円 (注2)		
132 万円超 (200万 3,999 円超	336 万円以下 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)			
336 万円超 (475 万 1,999 円超	489 万円以下 665 万 5,556 円以下)	68万円 (注2)	F0 T III	48 万円	
489 万円超 (665 万円 5, 556 円超	655 万円以下 850 万円以下)	63万円 (注2)	58 万円		
655 万円超 (850 万円超	2,350万円以下 2,545万円以下)	58 万円			

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 - 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についての み適用があります。
 - 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
 - 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

実務としては、令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更はありません。



給与所得控除の見直し

【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額		
和一分以及人並與	改正後	改正前	
162万5,000円以下		55 万円	
162万5,000円超 180万円以下	65 万円	その収入金額×40%-10万円	
180 万円超 190 万円以下		その収入金額×30%+8万円	

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」 及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。



特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定 親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を言います。 なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58 万円超 85 万F	円以下(123万円超	150万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万F	円以下(150万円超	155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円	円以下(155万円超	160万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円	円以下(160万円超	165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万F	円以下(165万円超	170万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円	円以下(170万円超	175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円	円以下(175万円超	180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円	円以下(180万円超	185 万円以下)	6万円
120 万円超 123 万円	円以下(185万円超	188 万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

ご注意ください



パートやアルバイトの収入を増やせる機会だけど、住民税と社会保険料の壁は従来通りだよ!!



扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件(注1)が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))			
	改正後	改正前		
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5, 999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5, 999 円以下)		
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)		

- (注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。
 - 2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

● 今月・来月の税務

5月

- * 6月2日納付期限(5/31が土曜日のため)
 - ・ 所得税確定申告の延納税額の納付
- ・ 自動車税・軽自動車税の納付

6月

- * 15 日頃
 - ・ 所得税の予定納税額の通知 (納付期限は7/31)
- * 30日
 - ・ 個人の道府県民税・市町村民税の納付 (第1期分)

お願いします

今年度に入り、各市区町村や税務署から送 付された書類は、R7年分の申告に必要となり ますので、大切に保管してください。

- ➤ R 7年固定資産(都市計画)税の課税明細書
- ▶ 国税環付金の振込通知書 など

お知らせ

調整給付金(不足額給付)のご案内

定額減税しきれなかった下記の方に対し、 調整給付金(不足額給付)が行われます。

【 給付金の要件 】

以下のいずれの給付要件も満たす方。

- ・ 令和 6 年分の所得税・住民税所得割 ともに定額減税前税額がゼロ (≒本人として定額減税対象外)
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れて しまう青色事業専従者・事業専従者 (白色)の方、 合計所得金額48万円超の方 (≒扶養親族等としても定額減税対象
- ・ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主 、世帯員に該当していない

給付金を受け取るには、申請が必要です。 今後、各市町村より通知書等が届く予定と のことです。郵送物にご注意ください。

あとがき

過ごしやすい季節になりましたね。皆様いかが お過ごしでしょうか?昼休みに事務所付近をお散 歩することがあるのですが、リフレッシュになり 午後の仕事がはかどる気がしています!おすすめ ですよ~♪











今年のゴールデンウィークはいかがでしたか? 我が家はというと…念願が叶って友人家族たちと BBQができました!!昨年のGWは、娘が足を 骨折しどこへも行けず、インドアなGWを満喫す ることになりましたが、一年越しの願いが叶いま した~♪

屋外でご飯を食べたり、お酒を飲んだり。久 しぶりに会う友人たちとの近況報告はとても楽 しく、朝から晩までゆっくり過ごすことができ ました。子どもたちも小1から中3までと幅広 い年齢が集ま

りましたが、 みんなで外で 走り回って仲 良く遊べてよ かったです★



刈谷市高須町艮44番地1 カーサヨサミ1F TEL (0566) 25-0936 FAX (0566) 25-0937 http://aomi-zeirishi-ishikawa.com 税理士法人 あおみ総合